



# 事業所税の手引

平成22年4月1日に、相模原市は政令指定都市に移行し行政区を設置しましたが、事業所税の算定方法は市内合算で行ないます。(※区ごとの課税ではありません。)

◎	はじめに 【平成22年度税制改正について】	P. 1
◎	(参考) 【平成21年度税制改正について】	P. 2
I	事業所税の概要としくみ	P. 3～P. 18
○	申告義務(資産割・従業者割)の判定(P.4)	
	1. 課税対象(P.5)	
	2. 納税義務者(P.5)	
	3. 課税標準の算出(P.6)	
	4. 税率(P.13)	
	5. 免税点(P.13)	
	6. 非課税(P.15)	
	7. 課税標準の特例(P.15)	
	8. 減免(P.16)	
	9. みなし共同事業(P.16)	
	10. 税額の算出(端数処理等)(P.18)	
II	事業所税の非課税	P. 19
	1. 人的非課税	
	2. 用途非課税	
	3. 非課税の判定日	
III	事業所税の課税標準の特例	P. 24
	1. 課税標準の特例の控除対象施設	
	2. 課税標準の特例の判定日	
IV	事業所税の減免	P. 28
	1. 減免対象施設	
	2. 減免の判定日	
	3. 減免の申請	
V	事業所税の申告と納付	P. 29
	1. 申告納付	
	2. 延滞金及び加算金	
VI	津久井地域との合併に伴う事業所税の取扱い	P. 31

※ 津久井地域(旧津久井町・旧相模湖町・旧城山町・旧藤野町)の事業所等につきましては、課税免除期間を設けておりますが、本手引きの4ページの判定で該当する場合は申告のみが必要になります。詳しくは、31ページをご覧ください。

※この手引は、平成22年度の地方税法改正に基づいて作成しています。

〒252-5277 神奈川県相模原市中央区中央2丁目11番15号  
相模原市役所 企画市民局 税務部 市民税課 諸税証明班  
(電話) 042-769-8297 (FAX) 042-769-7038  
(Eメール) shiminzei@city.sagamihara.kanagawa.jp



見晴らしがいい都市。  
—— サガミハラ

平成22年4月  
政令指定都市・相模原誕生

## 平成 22 年度地方税法の改正について

ここでは、平成 22 年度地方税法の改正に伴う、事業所税の関係する事項について、その主なものを記載させていただいています。(※平成 22 年 4 月 1 日施行)

〔※ 施行日以後に終了する事業年度分の法人及び平成 22 年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税について適用します。〕

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が専ら当該認定にかかる事業の用に供する施設に対する資産割に係る事業所税の課税標準の特例措置が廃止されました。(地方税法附則第 33 条、地方税法施行令附則第 16 条の 2 の 8 関係)

### 《 その他 》

- 身体障害者福祉法施行令第 36 条 及び 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令第 27 条の改正による自動影響として、新たに身体障害者手帳の交付対象とされる肝臓の機能の障害を有する方について、現行の障害者等に対する税制上の措置について適用されます。(地方税法第 701 条の 31 関係ほか)

# 平成21年度地方税法の改正について（昨年度参考）

ここでは、平成21年度地方税法の改正に伴う、事業所税の関係する事項について、その主なものを記載させていただいています。（※平成21年4月1日施行）

〔※ 施行日以後に終了する事業年度分の法人及び平成21年以後の年分の個人の事業に対して課すべき事業所税について適用します。〕

○事業所税関係では、次の2点において課税標準の特例措置が整理されております。

概要1．特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設に対する課税標準の特例措置について、従業者割の課税標準の特例措置を廃止したうえ、資産割の課税標準の特例措置の適用期限を法人にあっては、平成23年3月31日まで延長し、個人にあっては平成23年分まで延長されました。

（附則第32条の8、第33条関係）

## ○地方税法等の一部を改正する法律

（附則）

第33条5 特定農産加工業経営改善措置法（平成元年法律第65号）第3条第1項の規定による承認を受けた同法第2条第2項に規定する特定農産加工業者又は同法第3条第1項に規定する特定事業協同組合等が同法第4条第2項に規定する承認計画に従って実施する同法第3条第1項に規定する経営改善措置に係る事業の用に供する施設で政令で定めるものに係る事業所等において行う事業に対して課する事業所税のうち資産割の課税標準となるべき事業所床面積の算定については、当該事業が法人の事業である場合には平成21年6月30日までに終了する事業年度分、当該事業が個人の事業である場合には平成21年分までに限り、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積（第701条の34の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。）から当該施設に係る事業所床面積の4分の1に相当する面積を控除するものとする。この場合においては、第701条の41第3項の規定を準用する。

## ○特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律

（附則）

第2条 地方税法（昭和25年法律第226号）の一部を次のように改正する。  
附則第33条第5項中「平成21年6月30日」を「平成23年3月31日」に、「平成21年分」を「平成23年分」に改める。

（本手引き「27ページ」関係）

※ 二つの法令改正によります。

概要2．関西文化学術研究都市建設促進法に規定する文化学術研究施設に対する資産割の課税標準の特例措置について、事業所床面積から3分の1（現行2分の1）に相当する面積を控除することとしたうえ、その適用期限を2年延長する。

○地方税法等の一部を改正する法律（附則第33条、第39条関係）

# I 事業所税の概要としくみ

事業所税は、都市環境の整備及び改善に関する事業に要する費用に充てるために、昭和50年度に創設された目的税です。事業所税は、事業所等の床面積を対象とする「**資産割**」と従業員の給与総額を対象とする「**従業者割**」とに分かれています。

**事業所税の用途** 事業所税は、次に掲げる事業に要する費用に充てます。(法第701条の73)

- (1) 道路、都市高速鉄道、駐車場その他の交通施設の整備事業
- (2) 公園、緑地その他の公共空地の整備事業
- (3) 水道、下水道、廃棄物処理施設その他の供給施設又は処理施設の整備事業
- (4) 河川その他の水路の整備事業
- (5) 学校、図書館その他の教育文化施設の整備事業
- (6) 病院、保育所その他の医療施設又は社会福祉施設の整備事業
- (7) 公害防止に関する事業
- (8) 防災に関する事業
- (9) 以上のほか、市街地開発事業その他の都市環境の整備及び改善に必要な事業で一定のもの

**課税団体** 事業所税が課税される市は、次のとおりです。(神奈川県下では5市)

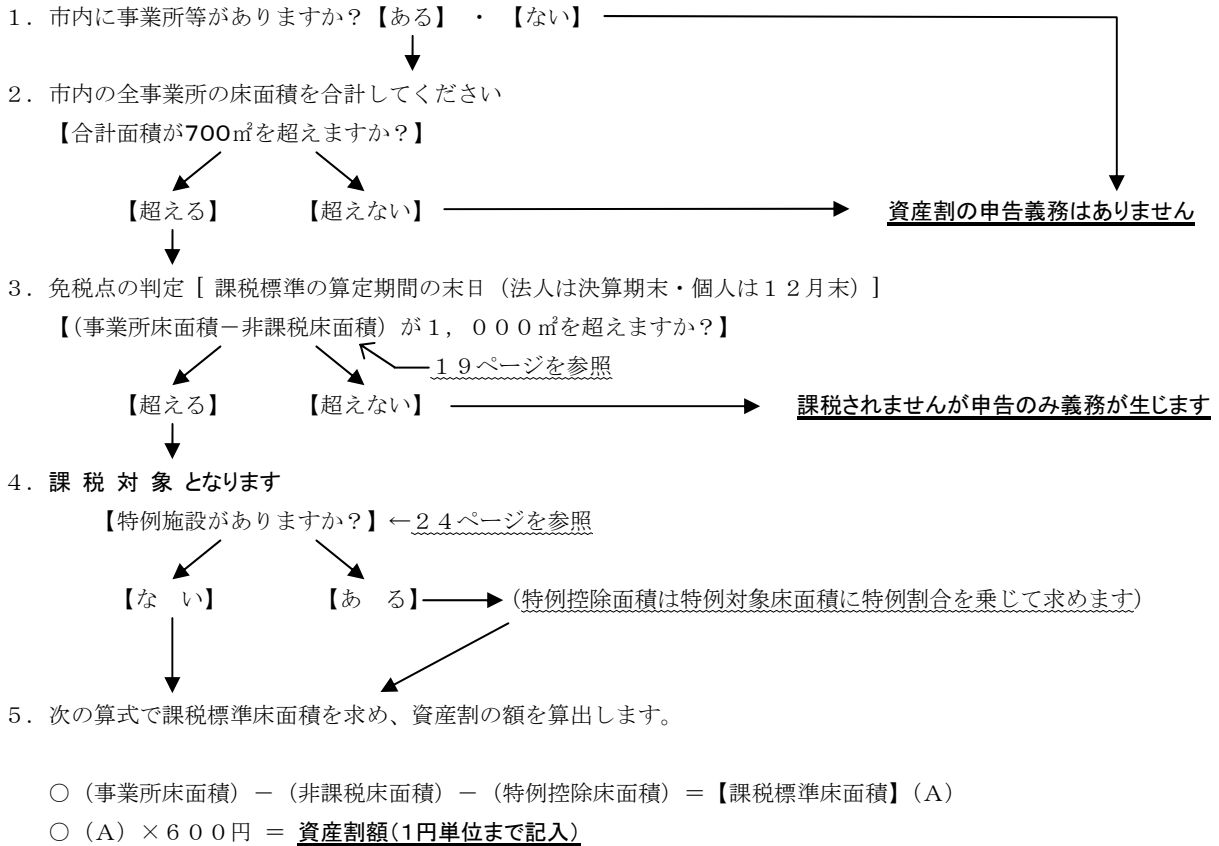
- (1) 東京都(特別区の区域)
- (2) 地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市(19市)  
札幌市、仙台市、新潟市、千葉市、さいたま市、**横浜市**、**川崎市**、**相模原市**、静岡市、浜松市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、北九州市、福岡市
- (3) 首都圏整備法第2条第3項に規定する既成市街地を有する市(3市)  
武蔵野市、三鷹市、川口市
- (4) 近畿圏整備法第2条第3項に規定する既成都市区域を有する市(5市)  
守口市、東大阪市、尼崎市、西宮市、芦屋市
- (5) 人口30万人以上の市で政令で定める市(46市)  
旭川市、秋田市、郡山市、いわき市、宇都宮市、前橋市、川越市、所沢市、越谷市、市川市、船橋市、松戸市、柏市、八王子市、町田市、**横須賀市**、**藤沢市**、富山市、金沢市、長野市、岐阜市、豊橋市、岡崎市、春日井市、豊田市、大津市、豊中市、吹田市、高槻市、枚方市、姫路市、奈良市、和歌山市、倉敷市、福山市、高松市、松山市、高知市、長崎市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市、那覇市、四日市市、久留米市

## 事業所税の構成

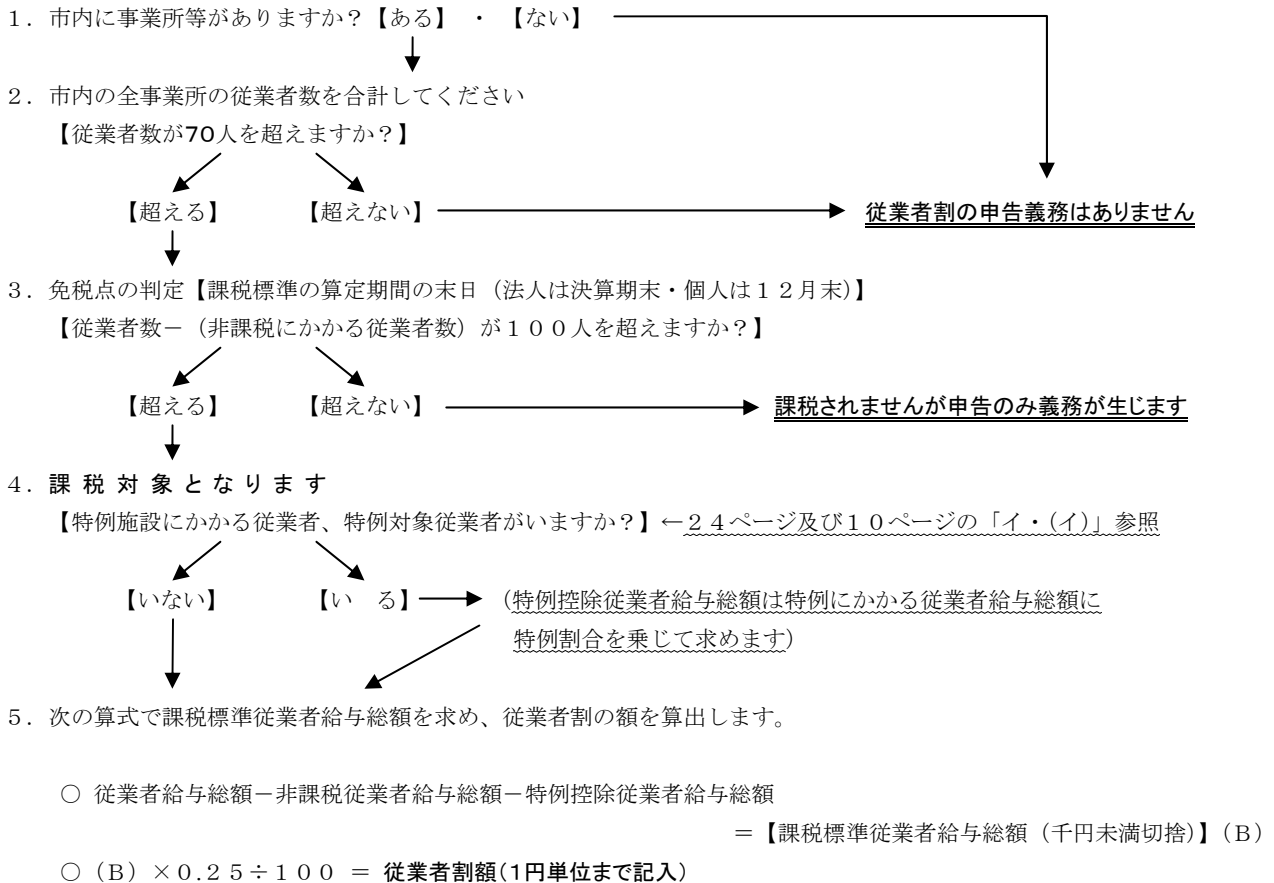
	事業所税	
	資産割	従業者割
納税義務者	事務所又は事業所において事業を行う法人・個人	
課税標準	市内事業所用家屋等の合計床面積(m <sup>2</sup> )	算定期間中に支払われた従業員の給与総額(円)
税率	1m <sup>2</sup> あたり600円	0.25/100
免税点	事業所用家屋の合計床面積1,000m <sup>2</sup> 以下 【 <u>※非課税にかかる面積は除く</u> 】	合計従業者数100人以下 【 <u>※非課税にかかる者を除く</u> 】
徴収方法	申告納付	
納付期限	事業年度終了の日から2ヶ月以内【法人】 ・ 翌年の3月15日【個人】	

注) 免税点以下でも、市条例により、市内の事業所床面積が700m<sup>2</sup>超又は従業者数が70人超の場合は申告書を提出していただきます。免税点の判定等については、課税標準の算定期間の末日の現況で判断します。

## 【 資 産 割 の 判 定 】



## 【 従 業 者 割 の 判 定 】



## 1 課税対象……………

事業所税の課税対象は、事務所又は事業所（以下「事業所等」という。）において、法人又は個人の行う事業です。「事業所等」とは、自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいい、事務所・店舗・工場等のほか、これに付属する倉庫・材料置場又は車庫等も事業所等の範囲に含まれます。次の点に留意してください。

- (1) 人的設備がない施設（無人の倉庫等）であっても、市内又は市外に管理する事務所等があれば、その管理に属する事業所等として取り扱います。
- (2) 社宅、社員寮等の住宅は、人の居住の用に供されるものなので、事業所等には該当しません。
- (3) 設置期間が2～3ヶ月程度の一時的な事業の用に供する目的で設けられる現場事務所、仮小屋等は、事業に継続性がないため事業所等としては取り扱いません。
- (4) 建設業における現場事務所等臨時的かつ移動性を有する仮設建築物で設置期間が1年未満のものについては、事業に継続性が認められないため事業所等としては取り扱いません。

**【注】**事業所等は、経営主体が同一で、同一敷地内に所在し効用上一体として使用される家屋全部が1単位となります。月割の判定には該当しません。

## 2 納税義務者……………

事業所税の納税義務者は、相模原市内に所在する事業所等において事業を行う法人又は個人です。例えば、貸ビル等については、その所有者ではなく、そこを借りて実際に事業を行っている者（以下「テナント」という。）が納税義務者となります。

なお、納税義務者の認定にあたっては、次の点に留意してください。

- (1) 人格のない社団等は、法人とみなされ、収益事業を行う範囲内において納税義務者となります。
- (2) 2以上の者が共同して事業を行う場合、各事業者の課税標準は個々に算定しますが、各々連帯納税義務が課されます。
- (3) 特殊関係者の事業とその特殊関係者を有する者の事業とが同一の家屋内で行われている場合、当該特殊関係者の事業は共同事業とみなされ、各々連帯納税義務が課せられます。
- (4) 清算中の法人は、その清算の業務を行う範囲内において納税義務者となります。
- (5) 事業所等において事業を行う者が単なる名義人であって、他の者が事実上その事業を行っていると思われる場合は、事実上その事業を行っている者が納税義務者となります。

○ **貸ビル等…** テナントが納税義務者となりますので、貸主は「事業用家屋の貸付にかかる申告書」の提出が必要になります。

○ **貸ビル等内の駐車場について…** 月極契約などでテナントの使用部分が特定される場合は、テナントが当該部分の納税義務者となります。（車路等の共用部分は、あん分することになります。）  
また、店舗等に付設されたお客様専用駐車場や時間貸駐車場などの場合は、その店舗や時間貸駐車場の経営者（駐車場の管理責任を負う者）が納税義務者となります。

○ **デパート等のケース貸し…** ケース貸しにかかる部分は、当該床面積において賃貸借契約が締結され、賃借人が当該部分の使用権を有する場合を除き、デパート等の経営者が資産割の納税義務者となります。

### 3 課税標準の算出……………

事業所税は、事業所床面積を課税標準とする「**資産割**」と従業者給与総額を課税標準とする「**従業者割**」の合算額からなり、各々次のとおりです。

(1) **資産割**の課税標準は、課税標準の算定期間の末日における相模原市内の各事業所等の合計事業所床面積です。なお、課税標準の算定期間の中途において事業所等を新設又は廃止した場合の課税標準は、月割計算により算定します(法701条の40第2項第1号及び第2号)。

また、課税標準の算定期間の月数は、暦に従って計算し1月に満たない端数を生じたときは、切り上げて1月とします。(法701条の40第3項)

【算出】資産割の課税標準となる床面積は  $\text{①}-\text{②}-\text{③}$  となります。

- ① 市内事業所の総床面積      ② 非課税にかかる事業所床面積  
③ 課税標準の特例適用にかかる控除事業所床面積

ア **課税標準の算定期間**とは、法人は事業年度、個人の場合は次に掲げる(ア)～(エ)をいいます。

(ア) 1月1日から12月31日まで

(イ) 年途中で事業を廃止した場合 1月1日から当該廃止の日まで

(ウ) 年途中で事業を開始した場合 当該開始の日から12月31日まで

(エ) 年途中で事業を開始し、その年途中で事業を廃止した場合 当該開始の日から当該廃止の日まで

○ **課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない場合の特例**

(A) **決算期の変更等、課税標準の算定期間の月数が12ヶ月に満たない事業所等**

【算出】  $\text{①}\times\text{②}\div\text{③}$  の算式によって求めた床面積とされています。

- ① 課税標準の算定期間の末日における事業所床面積  
② 課税標準の算定期間の月数      ③ 12カ月

(B) **課税標準の算定期間の中途において「新設」された事業所等**

法人設立以外で支店等を開設した場合は、新設の日の属する月の「翌月」から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月割となります。

【算出】  $\text{①}\times\text{②}\div\text{③}$  の算式によって求めた床面積とされています。

- ① 課税標準の算定期間の末日における事業所床面積  
② 新設の日の属する月の翌月から課税標準の算定期間の末日の属する月までの月数  
③ 課税標準の算定期間の月数

(C) **課税標準の算定期間の中途において「廃止」された事業所等**

課税標準の算定期間の開始の属する月から、廃止の日の属する月までの月割りとなります。

【算出】  $\text{①}\times\text{②}\div\text{③}$  の算式によって求めた床面積とされています。

- ① 課税標準の算定期間の末日における事業所床面積  
② 課税標準の算定期間の開始の属する月から廃止の日の属する月までの月数  
③ 課税標準の算定期間の月数

(D) **課税標準の算定期間の中途において「新設」された事業所等で当該課税標準の算定期間の中途において「廃止」された事業所等**

【算出】  $\text{①}\times\text{②}\div\text{③}$  の算式によって求めた床面積とされています。

- ① 廃止の日における事業所床面積  
② 新設の日の属する月の「翌月」から廃止の日の属する月までの月数  
③ 課税標準の算定期間の月数

イ **事業所床面積**とは、事業所用家屋の延べ床面積をいいますが、2以上の事業者が使用している家屋又は一部を居住の用に供している家屋で、これらに係る共同の用に供する部分（以下「共用部分」という）があるときは、その事業者が専ら使用する部分（以下「専用部分」という）の床面積に、その事業者の専用部分の床面積を各事業者の専用部分の床面積の合計で除して得たものに共用部分の床面積を乗じて得た面積を加えたものが、当該事業者の事業所床面積となります。

○ **事業所税における家屋**・・・固定資産税における家屋をいい、不動産登記法上の建物とも原則として同じですが、具体的には屋根及び外壁又はこれに類するものを有し、土地に定着した建造物で、その目的とする用途に供し得る状態にあるものをいい、登記の有無は問いません。

○ **共用部分**・・・各事業所等の共同の用に供する部分をいうものですが、具体的には廊下、階段、機械室、電気室、エレベーター室、エレベーター前ホール等が含まれます。

## ◎ 課税標準の【月割の計算例】

【例1】 市内に本店(2,500㎡)を有する甲会社が、市内に支店(700㎡)を平成18年8月10日に開設した。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(答) 本店は通年課税、支店は開設の日の属する月の「翌月」からの7ヶ月分の月割が発生します。

$$\begin{aligned} \text{○ 本店} &= 2,500 \text{ ㎡} \\ \text{○ 支店} &= 700 \text{ ㎡} \times \frac{7 \text{ ヶ月}(9 \text{ 月} \sim 3 \text{ 月})}{12 \text{ 月}} = 408.33 \text{ ㎡} \\ \text{【合計】} & \quad 2,500 \text{ ㎡} + 408.33 \text{ ㎡} = \underline{\underline{2,908.33 \text{ ㎡}}} \end{aligned}$$

(注) 課税標準の月割は新設又は廃止のあった事業所等のみについて適用し、事業所税の課税標準は合算します。

【例2】 相模原市以外に本店を有する乙会社が、平成18年10月1日に相模原市内に初めて支店(1,205㎡)を開設した。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(答) 決算月末日に、1,000㎡を超えているので課税となります。開設の日の属する月の「翌月」からの5ヶ月分の月割り課税が発生します。

$$\text{○ 支店} \quad 1,205 \text{ ㎡} \times \frac{5 \text{ ヶ月}(11 \text{ 月} \sim 3 \text{ 月})}{12 \text{ 月}} = \underline{\underline{502.08 \text{ ㎡}}}$$

(注) 1 月割計算後の課税標準が1,000㎡以下となる場合でも、課税標準の算定期間の末日の現況において免税点を超える場合には、事業所税は課税されます。

2 事業所等の開設が月の初日(1日)である場合であっても、月割計算の分子にあたる月数は、開設の日の属する月の翌月から数えます。(法701条の40第2項第1号) ただし、事業所等の開設が課税標準の算定期間の初日(例2の場合、4月1日)の場合には、当該事業所等は算定期間を通じて使用された事業所等と解釈し、月割の対象とはしません。

【例3】 市内に本店(1,200㎡)を有する甲会社が、平成18年2月15日に他市に本店を移転した。この結果、甲会社は市内に事業所等を有しないことになった。なお、事業年度は4月1日から3月31日までとする。

(答) 甲会社は、課税標準の算定期間の末日において、市内に事業所等を有しないことから、免税点以下となり、事業所税は課税されません。

(注) この例において、 $1,200 \text{ ㎡} \times \frac{11 \text{ ヶ月}(4 \text{ 月} \sim 2 \text{ 月})}{12 \text{ ヶ月}} = \underline{\underline{1,100 \text{ ㎡}}}$ とはなりません。

課税標準の算定期間の末日当日において事業所等が廃止された場合には、当該事業所等の課税標準の算定期間を通じて使用したものとして取扱います。したがって、課税標準の算定期間の末日に、A社からB社への事業所等の営業譲渡があったような場合には、事業所税の納税義務者はA社になります。

【例4】 市内に本店(2,000㎡)を有する乙会社が、市内にある支店(600㎡)を平成18年10月8日に廃止した。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(答) 本店においては通年課税、支店において、算定期間の開始の属する月から廃止の日の属する月までの7ヶ月分の月割り課税が発生します。

$$\begin{aligned} \text{○ 本店} &= \underline{2,000.00\text{㎡}} \\ \text{○ 支店} &600\text{㎡} \times \underline{7\text{ヶ月}}(4\text{月} \sim 10\text{月}) \div 12\text{月} = \underline{350.00\text{㎡}} \\ \text{【合計】} &\underline{2,000\text{㎡}} + \underline{350.00\text{㎡}} = \underline{2,350.00\text{㎡}} \end{aligned}$$

【例5】 市内に本店(2,000㎡)を有する丙会社が、市内にある支店(600㎡)のみを平成18年3月5日廃止した。なお、事業年度は3月16日から翌年3月15日までとする。

(答)

$$\begin{aligned} \text{○ 本店} &= \underline{2,000\text{㎡}} \\ \text{○ 支店} &600\text{㎡} \times \underline{12\text{ヶ月}} \div \underline{12\text{ヶ月}} = \underline{600\text{㎡}} \\ \text{【合計】} &\underline{2,000\text{㎡}} + \underline{600\text{㎡}} = \underline{2,600\text{㎡}} \end{aligned}$$

(注) 本例の場合、条文の規定どおりに計算すると支店については分子が13月(3月～3月)となり、事業年度の月数を超え適当ではない。事業所税の月割課税の趣旨は課税標準の算定期間中において、事業所等としての機能を現実に有した期間に応じて課税しようとするものである。従って、事業年度が月の中途から開始される場合には、事業年度開始の日から事業所等の廃止の日までの期間の月数を、暦に従って計算し(法701条の40第2項第3号)月割計算を行う。

【例6】 市内に本店(2,300㎡)を有する甲会社が、市内に支店(900㎡)を平成18年5月27日に開設し、翌年2月9日に当該支店を廃止した。なお、事業年度は4月1日から翌年3月31日までとする。

(答) 本店については通年課税、支店においては、開設の日の属する月の翌月から、廃止の日の属する月までの月割課税となります。

$$\begin{aligned} \text{○ 本店} &= 2,300\text{㎡} \\ \text{○ 支店} &900\text{㎡} \times \underline{9\text{ヶ月}}(6\text{月} \sim 2\text{月}) \div 12\text{月} = 675\text{㎡} \\ \text{【合計】} &\underline{2,300\text{㎡}} + \underline{675\text{㎡}} = \underline{2,975\text{㎡}} \end{aligned}$$

【例7】 平成18年6月10日に「設立」した甲会社は、同日に市内に本店(1,200㎡)を開設した。なお、第1期事業年度は、平成18年6月10日から翌年3月31日までとする。

(答) 算定期間の中途の新設には該当せず、開設日の属する月からの月割計算となります。

$$\text{○ 本店 } 1,200\text{㎡} \times \underline{10\text{ヶ月}}(6\text{月} \sim 3\text{月}) \div 12\text{月} = \underline{1,000\text{㎡}}$$

【例8】 半年決算法人である乙会社は、平成18年7月28日に市内の支店(700㎡)を廃止した。本社(1,600㎡)は、市内に所在している。なお、乙会社は、3月末日及び9月末日決算の法人である。

(答) 半期決算のため、本店の通年課税、及び支店の月割りの算出は下記のとおりとなる。

$$\begin{aligned} \text{○ 本店} &1,600\text{㎡} \times 6\text{ヶ月} \div 12\text{月} = 800\text{㎡} \\ \text{○ 支店} &700\text{㎡} \times 6\text{ヶ月} \div 12\text{月} \times \underline{4\text{ヶ月}}(4\text{月} \sim 7\text{月}) \div 6\text{月} = 233.33\text{㎡} \\ \text{【合計】} &\underline{800\text{㎡}} + \underline{233.33\text{㎡}} = \underline{1,033.33\text{㎡}} \end{aligned}$$

※ 上記は9月決算の納付申告の例

## ◎ 事例

### ○ 事業年度の途中で事業所等を増設した場合について

(問) 事業年度の中で、事業所内にさらに一棟事業所用家屋を増設しました。  
この場合の増設した事業所用家屋は、月割で課税標準を計算するか。

(答) 事業所等とは、一区画を占めて経済活動を行う場所をいいます。したがって、同一の敷地内であれば、経営主体が同一である限り、一区画とみなして一単位の事業所等として取扱うこととなります。一の事業所内における事業所床面積の拡張、縮小等は、単なる床面積の異動であることから月割課税は行わないものであり、事業年度の末日近くになって事業所床面積が急増した場合でも、事業年度末日現在の事業所床面積で課税されることになる。

※ 月割課税は、支店、営業所等そこで一単位の事業が行われると認められるようなもの新設、廃止があった場合に行われます。

### ○ 休止中の施設に対する資産割の課税について

(問) 建物は現存しているが、操業を縮小しているため、事業年度中一度も使用していない工場、事務所があります。これらについても資産割は課税されるか。また、施設のうち、その一部分のみを使用している場合にもその全部について課税されるか。

(答) 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日前6月以上事業を休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含まれない。したがって、一の建物のうち一部しか使用していない（例えば、3フロアのボーリング場で1フロアのみしか使用していないもの）についても、同様の基準により、6月以上使用していない部分は課税標準に含まれない。

なお、免税点の判定においては、当該休止している事業所用家屋又は休止部分の事業所床面積を含めたもので判定する。

### ○ 休止中の施設の意義について

(問) 工場内の一部の機械等について、操業を停止したが、この部分について資産割は課税されるか。

(答) 事業所床面積のうち、課税標準の算定期間の末日前6月以上休止していたと認められる施設に係るものは、課税標準に含まれない。

この場合、休止施設については、明確に休止部分の床面積が区画されている必要があり、現に操業は行っていない場合でも、これらの業務の用に供するための維持補修が行なわれ、いつでも操業できる状態にあるいわゆる遊休施設は、これに該当しない。

なお、倉庫として使用している場合は、休止施設に該当しない。

(2) **従業者割**の課税標準は、課税標準の算定期間中に市内各事業者に支払われた**従業者給与総額**です。

$$\boxed{\begin{array}{l} \text{従業者割の課税標準} \\ \text{となる従業者} \end{array}} = \boxed{\begin{array}{l} \text{従業者} \\ \text{給与総額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{非課税に係る} \\ \text{従業者給与総額} \end{array}} - \boxed{\begin{array}{l} \text{課税標準の特例適用に} \\ \text{係る控除従業者給与総額} \end{array}}$$

ア **従業者**には、一般の従業者のほか役員、日々雇用等の臨時の従業員も含まれます。ただし、障害者及び年齢65歳以上の者（障害者及び年齢65歳以上の者でも役員は除く。）は除きます。なお、平成17年度税制改正により、障害者及び60歳以上のものに対する非課税措置について、障害者の範囲に精神障害者を追加するとともに、以下のとおり年齢が引き上げられます。（法第701条の31第1項5号）

(ア) 平成18年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 【62歳以上】

(イ) 平成19年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 【63歳以上】

(ウ) 平成22年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 【64歳以上】

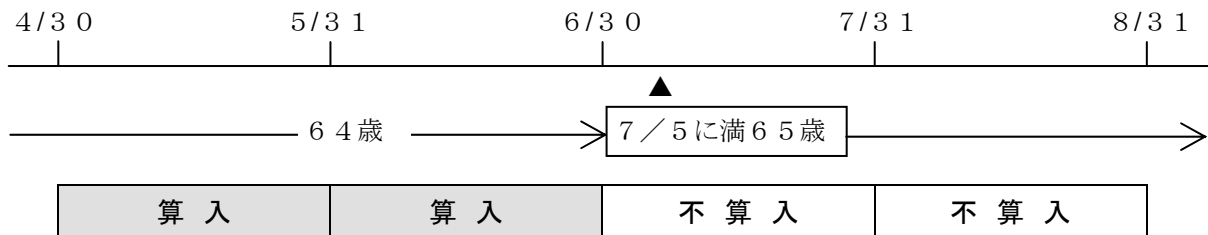
(エ) 平成25年4月1日以後開始する法人の事業年度又は個人の年分 【65歳以上】

また、国の雇用に関する助成にかかるもの（\*後段イ・(イ)）も同様に段階的に引き上げられます。

### 《年齢等の判定について》

高齢者等の年齢、障害者雇用改善助成対象者の判定は、その方に対して給与等が支払われる時の現況（給与等の計算の基礎となる期間（月給・週給等）の末日）によります。

例) 毎月末が給与等の算定期間の末日で、支給日が25日である場合



イ **従業者給与総額**とは、従業者に対して支払われる俸給、給料、賃金、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、所得税法上課税とされる通勤手当、ベースアップ差額分及び現物支給等の総額をいいます。退職給与金、年金、恩給及び役員に対する利益処分による賞与等は含まれません。

(外交員その他これらに類する者の業務に関する報酬で所得税法上の事業所得に該当するものは含まれません)

### (ア) 事業専従者控除額

事業所等の従業者のうち、事業専従者（地方税法第313条第4項に規定する者）がある場合には、その者に係る事業専従者控除額は従業者給与総額に含まれます。

### \* (イ) 雇用改善助成対象者の給与等

年齢55歳以上65歳未満の者のうち、次の表に掲げる者（以下「雇用改善助成対象者」という。）に支払われる給与等については、その**2分の1**相当額は従業者給与総額に含まれません。

雇用改善助成対象者の区分	
1	雇用保険法・雇用対策法施行令に基づき、高齢者、障害者その他就職が特に困難な者の雇用機会を増大させるために行われる労働者の雇入れの促進に関する助成に係る者
2	雇用保険法・雇用対策法に規定する作業環境に適応させるための訓練を公共職業安定所長の指示により作業環境に適応させるための訓練を受けた者
3	本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法施行令に規定する雇用奨励金の支給に係る者



◎ 参 考

○ 出張、派遣、出向、パートタイマーの基準

出張	企業の従業者が、出張元の従業者としての雇用関係及び指揮監督関係を維持しつつ、通常勤務する事業所等と異なった事業所等において、出張元の企業のために労務の提供を行う。
派遣	派遣元の従業者としての雇用関係、指揮監督関係は維持されているが、就業規則等は派遣先の従業者と同様のものであり、労務の提供も本来的には派遣元のためでありながら事実上の勤務は派遣先にある。
出向	出向元企業と出向従業者の雇用関係を維持しながら、当該従業者の指揮監督権を出向先企業に賦与し、出向先企業において労務を提供させる。
パートタイマー (注3)	形式的な呼称ではなく、勤務の状態によって判定されるものであり、一般的には雇用期間の長短ではなく当該事業所の通常の勤務時間より相当短時間の勤務(1日平均勤務時間6時間以下のもの)をすることとして雇用されているものであり、休暇、社会保険、賞与等からみても明らかに正規の従業者とは区別され、給与等が時間単位で定められていることを要します。

○ 従業者割における従業者の取扱い

従業者の区分		免税点の判定における従業者の範囲	課税標準における従業者給与総額の範囲(注1)
役員	数社の役員を兼務する役員	それぞれの会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
	無給の役員	従業者に含めない	—
	非常勤の役員	従業者に含める	従業者給与総額に含める
出向社員	出向元が給与を支払う	出向元の従業者に含める	出向元の従業者給与総額に含める
	出向先の会社が出向元の会社に対して給与相当分を支払う	出向先の従業者に含める	出向先の従業者給与総額に含める
	出向元と出向先が一部負担	主たる給与等を支払う会社の従業者に含める	それぞれの会社の従業者給与総額に含める
派遣契約(派遣法)に基づく派遣社員		派遣元の従業者に含める(注2)	派遣元の従業者給与総額に含める(注2)
外国又は課税区域外への長期派遣(出張)		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
休職中の従業員		給与等が支払われている場合は従業者に含める	従業者給与に含める
中途退職者		従業者に含めない	退職時までの給与等は従業者給与総額に含める
保険の外交員		従業者に含める(事業所得のみを有する者を除く)	所得税法上の給与等は従業者給与総額に含める
常時船舶の乗組員		従業者に含めない	従業者給与総額に含めない
日々雇用等の臨時の従業員(アルバイト)		従業者に含める	従業者給与総額に含める
パートタイマー(注3)		従業者に含めない	従業者給与総額に含める

(注1)退職金、年金、恩給、所得税法上非課税とされる通勤手当等は含まれません。

(注2)課税区域外(相模原市外)への派遣は含めません。

#### 4 税率.....

- (1) 資産割 事業所床面積1平方メートル当たり600円
- (2) 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25

#### 5 免税点.....

##### (1) 資産割

相模原市内に所在する各事業所等の事業所床面積（非課税部分を除く）の合計床面積が1,000㎡以下の場合には課税になりません。

##### ① 免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の事業所床面積により行います。

なお、課税標準の算定期間の中途において廃止された事業所等に関する事業所床面積は、免税点の判定上除かれますが、市内の他の事業所等の床面積の合計が免税点を超過している場合には、課税標準となる事業所床面積には含まれます。

##### ② 免税点判定上の留意事項

事業所床面積から非課税床面積を除いた事業所床面積で判定します。ただし、課税標準の特例床面積、減免に関する床面積は除かれませんので含めた面積で判定します。

##### (2) 従業者割

相模原市内に所在する各事業所等の従業者数の合計が100人以下（非課税に係る者を除く）の場合には課税になりません。

##### ① 免税点の判定

免税点の判定は、課税標準の算定期間の末日の従業者数により行います。

なお、課税標準の算定期間の中途において退職した従業者は、免税点の判定上除かれますが、課税標準となる従業者給与総額には含まれます。

##### ② 免税点判定上の留意事項

役員以外の従業者で年齢65歳以上の者、障害者及び非課税施設に関する従業者を除いて判定します。

ただし、雇用改善助成対象者、課税標準の特例施設に関する従業者及び減免施設に関する従業者は除かれませんので、含めた人数で判定します。

③ 課税標準の算定期間中を通じて従業者数に著しい変動がある事業所等については、各月の末日の従業者数の平均を従業者数とします。

##### (3) 資産割と従業者割の免税点は、別個に判定します。

資産割	従業者割	納付税額
免税点超	免税点超	資産割額と従業者割額の合算額を納付
免税点超	免税点以下	資産割額のみ納付
免税点以下	免税点超	従業者割額のみ納付
免税点以下	免税点以下	納付義務なし

(4) 免税点の判定にあたっては、次のような特例があります。

- ア 企業組合又は協業組合（以下「企業組合等」という。）が事業を行う市内の各事業所等のうち、企業組合等の組合員となった際、その者の事業の用に供されていた事業所等であり、かつ、その者がその後引き続きその事業所等で行われる事業の主宰者として企業組合等の事業に従事しているもの、その他これに準ずる一定の事業所等については、企業組合等の事業所等として合算せず、個別に免税点を判定します。
- イ 市内の各事業所等のうち、課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数のうち最大であるものの数値が、最小であるものの数値の2倍を超える事業所等については、次の算式によって求めた数を当該事業所等の課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数とみなします。

$$\frac{\text{課税標準の算定期間の末日現在の従業者の数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}} = \frac{\text{課税標準の算定期間に属する各月の末日現在における従業者の数の合計数}}{\text{課税標準の算定期間の月数}}$$

## ◎ 事例

### ○ 免税点の意義

(問) 免税点は基礎控除と考えてよいか。

(答) 事業所税における免税点の制度は、中小零細事業者の負担を排除するために設けられているものであり、基礎控除の制度ではない。

したがって、例えば、課税標準の算定期間の末日における事業所床面積が1,500㎡の場合には免税点を超えることになるが、この場合、その超えた部分のみではなく、全体の1,500㎡が課税対象となる。

### ○ 非課税又は課税標準の特例の適用がある場合の免税点の判定について

(問) 免税点の判定にあたって、非課税又は課税標準の特例の適用があるものは、どのように取扱うか。

(答) 免税点の判定にあたっては、非課税規定がもともと法の適用除外を定めたものであることにかんがみ、これら非課税規定の適用を受けた床面積又は従業者数をそれぞれ控除した後の床面積又は従業者数によって免税点の判定を行う。

また、課税標準の特例の対象となるものについては、当該特例規定がもともと負担の軽減を図る趣旨であることから特例規定の適用前の床面積又は従業者数により、免税点の判定を行う。

### ○ 事業を休止している場合の免税点の判定について

(問) 事業を休止している場合(例えばボーリング場又は工場の一部休止)の当該休止部分に係る床面積は、免税点の判定の基礎となる事業所床面積に含まれるか。

(答) 事業所床面積のうち課税標準の算定期間の末日以前6月以上休止していたと認められる施設に係るものは課税標準に含まれないが、免税点における扱いは、当該休止部分に係る床面積は判定基礎となる事業所床面積に含まれる。

なお、この場合における休止とは、6月以上継続して休止していることが必要であり、断続的な休止(季節的休止)は含まれない。

## 6 非課税

### (1) 非課税の範囲

事業所税には、事業を行う者の人格に着目して非課税とする**人的非課税**と、施設の用途に着目して非課税とする**用途非課税**があります。その主なものは別掲（19ページ以降参照）のとおりです。

なお、**用途非課税**については、**直接非課税の用に供される施設のみが非課税対象**となります。

### (2) 非課税の適用

#### ① 非課税の判定

非課税規定の適用をうけるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の非課税判定は、その廃止の直前の現況により行います。

#### ② 公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う場合

公益法人等が収益事業と収益事業以外の事業とを併せ行う事業所等の事業所床面積若しくは従業者給与総額のうち非課税規定の適用を受けるものと受けないものとを区別することができないときは、法人税法施行令第6条の規定による区分経理の方法に基づき、それぞれ非課税規定の適用を受けるものを算定します。

#### ③ 非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事する従業者がいる場合

非課税規定の適用を受ける事業と受けない事業に従事した従業者に関する課税標準となるべき従業者給与総額の算定は、それぞれの事業に従事した分量に応じてその者の給与等の額をあん分します。ただし、従事した分量が明らかでない場合は、均等に従事したものとして計算します。

## 7 課税標準の特例

### (1) 課税標準の特例

事業所税には、非課税と同様に、人的な課税標準の特例と用途による課税標準の特例とがあります。その主なものは別掲（24ページ以降参照）のとおりであり、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

### (2) 課税標準の特例の範囲

#### ① 課税標準の特例の判定

課税標準の特例の適用を受けるものであるかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の課税標準の特例の判定は、その廃止の直前の現況により行います。

#### ② 課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業を併せ行う場合

課税標準の特例の適用を受ける事業と受けない事業を併せ行う場合の従業者給与総額の算定については、非課税と同様の方法で行います。

#### ③ 課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合

※課税標準の特例規定のうち2以上の規定に重複して該当する場合は、次の順序に従い適用します。

適用順位	適用条項
1	地方税法第701条の4第1項
2	地方税法第701条の4第2項

\* 適用順位に従い一の規定の適用後の課税標準を基礎として、順次、次の規定が適用されます。

\* 地方税法第701条の4第1項の表各号の重複適用は行いません。

## 8 減免

### (1) 減免の範囲

相模原市においては、別掲（28ページ参照）に掲げる施設について減免措置を講じています。

### (2) 減免の適用

#### ① 減免の申請

減免を受けようとする場合は、事業所税の申告納付期限までに「事業所税減免申請書」に減免を受けようとする事由を証する書類を添付して提出してください。

#### ② 減免の判定

減免の適用を受けるものであるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況により行います。なお、算定期間の中途において事業所等を廃止した場合の減免の判定についても非課税、課税標準の特例と同様の方法で行います。

## 9 みなし共同事業

### (1) 概要

事業主が下記の（4）「特殊関係者の範囲」に掲げる一定の特殊関係者を有している場合、当該事業主は「特殊関係者を有する者」となります。その特殊関係者の事業が事業主（特殊関係者を有する者）と「同一家屋内」で行われている場合、当該特殊関係者が行う事業は、事業主（特殊関係者を有する者）との共同事業とみなされ、事業主と特殊関係者が連帯して納税義務を負います。

### (2) 免税点の範囲

特殊関係者を有する者の免税点判定は、事業主（特殊関係者有する者）が単独で行っている事業所等床面積又は従業者数を「合算」して行います。したがって、自己の事業所等のみでは免税点を超えない場合でも、特殊関係者を有する場合には免税点を超え、課税となることがありますのでご注意ください。

このように特殊関係者を有する者の免税点の判定について、特別の規定が設けられているのは、事業の分野又は系列化した場合において、経営形態が異なるという理由のみによって税負担に不均衡が生じないようにしたものです。

### (3) 課税標準の範囲

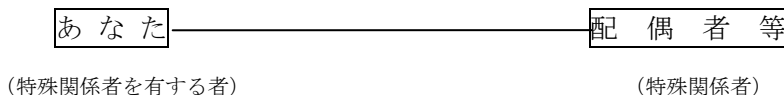
特殊関係者を有することにより共同事業とみなされる事業がある場合でも、特殊関係者を有する者及び特殊関係者の課税標準は、それぞれ単独で行っている自己の事業床面積又は従業者給与総額だけが課税の対象となります。

### (4) 特殊関係者の範囲

特殊関係者とは、次のいずれかに該当するものをいいます。

#### 『特殊関係者となる個人』

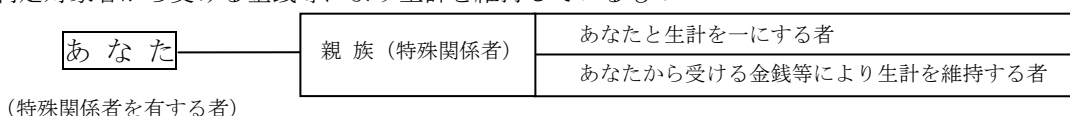
- ① 特殊関係者を有する者であるかどうかの判定をすべき者（以下「判定対象者」）の配偶者、直系血族及び兄弟姉妹



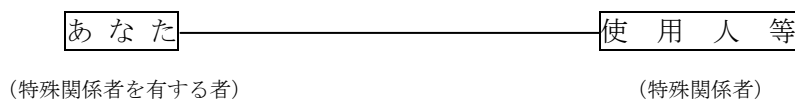
- ② ①に掲げる以外の判定対象者の親族（6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）で、

ア) 判定対象者と生計を一にするもの

イ) 判定対象者から受ける金銭等により生計を維持しているもの

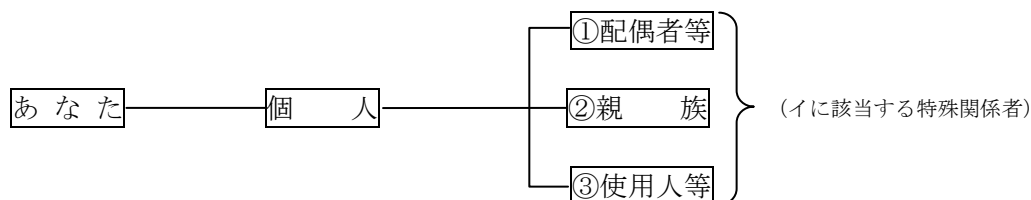


- ③ ①②に掲げるもの以外の判定対象者の使用人、友人、縁故者等で判定対象者から受ける特別の金銭その他の財産により生計を維持しているもの



④ 個人で

- ア) 判定対象者に特別の金銭その他の財産を提供して生計を維持させているもの(①②に掲げるものを除く)  
 イ) 上記アの者と①～③までのいずれかに該当する関係があるもの

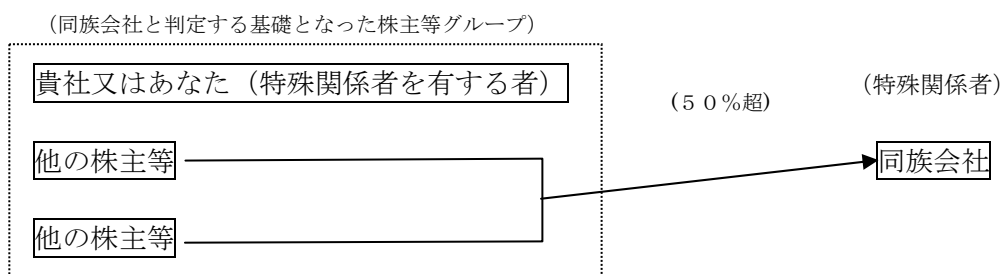


⑤ 判定対象者が同族会社である場合において

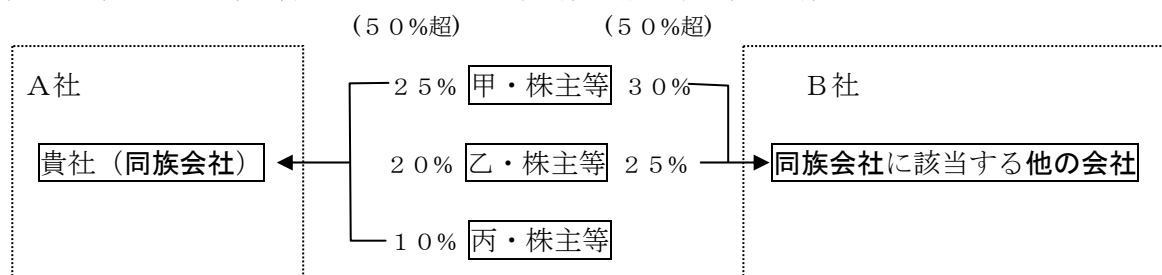
- ア) 同族会社の判定の基礎となった株主または社員である個人  
 イ) 上記アの者と①～④までのいずれかに該当する関係がある個人

『特殊関係者となる法人』

① 判定対象者を判定の基礎として同族会社【注①】に該当する会社



- ② 判定対象者が同族会社である場合において、その判定の基礎となった株主または社員(これらの者と①～④に該当する関係がある個人及びこれらの者を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社を含む)の全部または一部を判定の基礎として同族会社に該当する他の会社



- 1) A社を判定対象者としたとき、B社は特殊関係者である  
 2) B社を判定対象者としたとき、B社を同族会社として判定する基礎となった株主の甲・乙だけではA社の株式等の50%を超えないことからA社はB社の特殊関係者とはならない。

【注①】 同族会社とは法人税法第2条第1項10号に規定する同族会社を言います。具体的には会社の株主等(その会社が自己の株式または出資を有する場合のその会社を除く)の3人以下並びに同法施行令第4条に掲げる同属関係者が有する株式の総数または出資金額(その会社が有する自己の株式または出資を除く)が50%を超える会社をいいます。

※ 特殊関係者を有する者であるかどうか、及び特殊関係者であるかどうかの判定は、課税標準の算定期間の末日の現況で行います。

10 税額の算出(事業所税の税額は、次のように算定されます)……………

$$\begin{array}{c}
 \boxed{\text{税 額}} = \boxed{\text{資産割の課税標準と  
なる事業所床面積}} \times \boxed{600\text{円}} + \boxed{\text{従業者割の課税標準と  
なる従業者給与総額}} \times \boxed{0.25/100} \\
 \underbrace{\hspace{15em}} \qquad \qquad \qquad \underbrace{\hspace{15em}} \\
 \text{資 産 割 額} \qquad \qquad \qquad \text{従 業 者 割 額} \\
 \text{(1円単位まで算出)} \qquad \qquad \qquad \text{(1円単位まで算出)}
 \end{array}$$

(注) 税額端数整理

- ① 事業所床面積 …… 1平方メートルの100分の1未満切捨て
- ② 資産割額 …… 1円未満切捨て (44号様式⑩で切捨てます)
- ③ 従業者給与総額等 …… 1円未満切捨て (44号様式⑬⑭⑮で切捨てます)
- ④ 課税標準となる従業者給与総額 …… 1,000円未満切捨て (44号様式⑯で切捨てます)
- ⑤ 従業者割額 …… 1円未満切捨て (44号様式⑰で切捨てます)
- ⑥ 税 額 …… 100円未満切捨て (44号様式⑳(⑫+⑰)で切捨てます)  
↑ここで端数処理を行います。

## Ⅱ 事業所税の非課税

事業所税の非課税は、人的非課税と用途による非課税に分けられます。人的非課税としては、国、公共法人及び公益法人（収益事業を除く。）等があり、これらはいずれも営利を目的とするものではないので非課税とされています。また、用途による非課税としては、農林漁業の生産の用に供される施設、福利厚生施設、都市施設で一般的に地方公共団体が運営するものと同種のもので非課税とされています。

### 1 人的非課税（事業所税は、次の者には課税されません）

(1) 国及び非課税独立行政法人（地方税法第701条の34）【法人税法別表1 公共法人の表】

（例）国、地方公共団体、日本道路公団、国民金融公庫等

(2) 公益法人等又は人格のない社団（法人税法第2条第6号）【法人税法別表2 公益法人等の表】

（ただし、収益事業に係る部分については非課税にはなりません・・・法第701条の34第2項）

（例）学校法人、社団法人（民法第34条によるもの）、財団法人（民法第34条によるもの）、社会福祉法人、宗教法人、商工会議所、税理士会

### 2 用途非課税（事業所税は、次の用途に供される施設には課税されません）

(1) 都市施設で一般的に地方公共団体が運営するものと同種のもの（地方税法第701条の34第3項）

号	区 分	資産割	従業割	例
3	博物館、図書館、幼稚園	○	○	博物館法第2条第1項に規定する博物館、図書館法第2条第1項に規定する図書館、学校教育法第102条の規定により設置された幼稚園
4	公衆浴場（物価統制令に基づき知事が入浴料金を定めるもの）	○	○	公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場
5	と畜場	○	○	と畜産場法第2条第2項に規定すると畜産場
6	死亡獣畜産取扱場	○	○	化製場等に関する法律第1条第3項に規定する死亡獣畜産取扱場
7	水道法に規定する水道施設	○	○	水道法第3条第8項の水道施設
8	一般廃棄物の収集・運搬又は処分の事業の用に供する一定の施設	○	○	市長の許可又は市の委託を受けて行う施設
9	病院及び診療所、老人保健施設並びに医療関係者の養成所	○	○	医療法第1条の5に規定する病院及び診療所、介護保険法第7条第22項に規定する介護老人保健施設で政令で定めるもの
10	社会福祉事業の用に供する施設、保護施設、児童福祉施設、老人福祉施設、障害者支援施設包括的支援事業の用に供する施設	○	○	救護施設、児童養護施設、老人デイサービスセンター
11	農林漁業を営む者が直接生産の用に供する一定の施設	○	○	農作物育成管理用施設、蚕室、畜舎家畜飼養管理用施設、農舎、農作物乾燥施設、農業生産資材貯蔵施設、たい肥舎、サイロ、きのこ栽培施設
12	農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等が農林水産業者の共同利用に供する一定の施設	○	○	生産の用に供する共同利用施設、国の補助等を受けて設置された保管・加工又は流通の用に供する施設、農林水産業者の研修のための施設、農林水産業に関する試験研究施設
13	農業倉庫業者又は連合農業倉庫業者が本来の事業の用に供する倉庫	○	○	農業倉庫業法に規定する農業倉庫

号	区 分	資産割	従業員割	例
14	卸売市場及びその機能補完施設	○	○	卸売市場法に規定する卸売市場及びその機能を補完する施設
15	熱供給事業の用に供する一定の施設	○	○	熱供給事業の用に供されるボイラー、冷凍設備、循環ポンプ、整圧器、導管その他の設備
16	電気事業の用に供する一定の施設	○	○	電気事業の用に供する電気工作物及びその保安施設
17	ガス事業の用に供する一定の施設	○	○	ガス事業の用に供するガス工作物及びその保安施設
18	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に規定する承認経営基盤強化事業の用に供する施設	○	○	経営基盤強化事業の用に供する施設 (旧中小企業経営革新支援法で承認を受けた経営基盤強化計画は新法の経営基盤強化計画とみなす)
19	中小企業基盤整備機構法に規定する連携等又は中小企業の集積の活性化に寄与する事業を行う者が、都道府県又は中小企業基盤整備機構から資金の貸付けを受けて設置する一定の施設。	○	○	集団化事業、商店街等整備事業、共同化事業
20	地方鉄道業者又は軌道経営者がその本来の事業の用に供する施設のうち、事務所以外の施設	○	○	事務所以外の施設（営業所、停車場、停留所、運転指令所、車庫、発電所等）
21	一般自動車運送事業又は通運事業の用に供する施設が本来の事業の用に供する施設	○	○	事務所以外の施設（営業所、案内所、出札所、待合室、車庫、洗車場等）
22	バスターミナル又はトラックターミナルの用に供する施設で事務所以外の施設	○	○	事務所以外の施設（誘導車路、操車場所、停留場所、駐車場、給油所等）
23	国際路線に就航する航空機が使用する公共の飛行場に設置される一定の施設	○	○	格納庫、運行管理施設
24	電気通信事業法に規定する第1種電気通信事業を営む者が当該事業の用に供する一定の施設	○	○	事務所、研究施設、研修施設以外の施設
25	一般信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	○	○	信書便物の引受け及び配達のために供する施設、信書便物の表示・区分・転送・還付・管理の用に供する施設
26	勤労者の福利厚生施設（事業主が雇用する勤労者等の利用に供するための施設）	○	○	事業主が従業者の慰安、娯楽等の便宜を図るため設置された施設（体育館、売店、食堂、娯楽室、理髪室等）
27	路外駐車場（道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設）	○	○	都市計画において定められたもの、駐車場法の規定による届出に係るもの等その利用について何ら制限がなく一般に公開され不特定多数の自由な利用に供される駐車場
28	一般公共の用に供する自転車駐車場で都市計画に定められたもの	○	○	
29	東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社又は本州四国連絡高速道路株式会社が高速道路株式会社に規定する事業の用に供する一定の施設	○	○	高速道路株式会社に規定する事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設

(2)一般自動車運送事業又は通運事業の用に供する施設 (地方税法第701条の34第3項第21号)  
次の表に掲げる事業を営業者がその本来の事業の用に供する施設で事務所以外の施設

非課税に該当する事業	一般自動車運送事業のうち非課税に該当しない事業
(1) 一般乗合旅客自動車運送事業 (2) 一般貨物自動車運送事業 (3) 鉄道運送事業者の行う貨物運送取扱事業 (4) 航空運送事業者の行う貨物運送取扱事業 (自動車によるものに限る)	(1) 一般貸切旅客自動車運送事業 (2) 一般乗用旅客自動車運送事業

(3)路外駐車場 (地方税法第701条の34第3項第27号)

道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、次に該当するものが対象となります。

- 一般公共の用に供されるもの(時間貸し等により不特定多数の者に利用させるもの)
- 駐車場において夜間は月極貸しを行い、昼間は時間貸しにより一般公共の用に供されている駐車部分  
(注) 駐車場の全部又は一部において、駐車部分を特定し月極貸しを行っている場合その駐車部分は除きます。(当該駐車部分については、駐車場経営者の事業所となります。)

(4)勤労者の福利厚生施設 (地方税法第701条の34第3項第26号)

- 福利厚生施設の範囲について

(問) 福利厚生施設の範囲に次の施設は含まれますか。

社員寮、社宅、体育館、更衣室、浴場、売店、食堂、休憩室、娯楽室、研修所、宿泊室、診療室、理髪室、仮眠室、喫煙室

(答) 福利厚生施設は、直接企業の事業活動の用に供されるものでなく、事業活動の実態を表す外形標準とすることが必ずしも事業所税の趣旨及び性格から見て適当と考えられないことから非課税とされます。

したがって、福利厚生施設であるか否かは、その施設が従業員の慰安、娯楽等の便宜を図るために設置されたものか、事業活動を遂行するために設けられたものかにより判定し、いずれも壁で区画された空間のみが非課税となり、業務と兼用で使用される場合も非課税には該当しません。

体育館、売店、食堂、娯楽室、診療室及び理髪室は、一般的には事業活動を遂行するために設けられた施設とは考えられず、福利厚生施設に該当すると考えられます。

- ・ 更衣室(※)、浴場、休憩室、仮眠室、喫煙室及び宿泊室については、事業活動上必要な施設と考えられる場合(福利厚生施設に該当しない。)と、専ら従業員の福利厚生のため設けられる場合(福利厚生施設に該当する。)が考えられるので、本来の事業の性格、施設の利用の実態等を勘案して判定する。
- ・ 研修所(室)、会議室、トイレは、一般的に事業活動の必要上設けられる施設と考えられます。  
一方、社員寮及び社宅はそもそも事業所用家屋ではないので、事業所税の対象とはなりません。

※更衣室は、制服の着用義務がある場合は、事業活動上必要と判断し、非課税の対象とはなりません。

- 自動販売機等に係る福利厚生施設の範囲について

(問) 次のものは、地方税法701条の34第3項第26号の福利厚生施設に該当するか。

- ① 自動販売機 ②トイレ ③通勤自転車置場 ④工場の敷地内にある神社

(答) いずれも、福利厚生施設には該当しない。ただし、自動販売機については、一定の区画を設け、配管等により移動性が認められないものは、福利厚生施設として取扱って差支えない。

なお、神社については、建物と認められるものであっても、宗教的シンボルとしての性格が強いので、事業所税においては事業所用家屋として取扱わない。

(5) 特定防火対象物に設置される消防用設備等及び非難施設等（地方税法第701条の34第4項）

消防法第17条第1項に規定する防火対象物のうち多数の者が出入りするものとして地方税法施行令第56条の43第1項で定める防火対象物（以下「特定防火対象物」という。）に設置される消防用設備等及び避難施設等をいう。

この場合における特定防火対象物の範囲は（ア）に、消防用設備等は（イ）に、避難施設等は（ウ）に掲げるとおりです。

なお、非課税の対象となるのは（ア）に掲げる特定防火対象物に設置される消防用設備等及び避難施設等に限られますので、消防用設備等及び避難施設等が事業所用家屋に設置されていても、当該事業所用家屋が（ア）に掲げる特定防火対象物に該当しない場合は、非課税の適用はありません。

(ア) 特定防火対象物の範囲

番号	内 容
1	(1) 劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	(2) 公会堂又は集会場
2	(1) キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの
	(2) 遊技場又はダンスホール
	(3) 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗（1（1）、4、5、7に掲げる防火対象物を除く）その他に類するものとして総務省令に定めるもの
3	(1) 待合、料理店その他これらに類するもの
	(2) 飲食店
4	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場
5	旅館、ホテル又は宿泊所
6	(1) 病院、診療所又は助産所
	(2) 老人福祉施設、有料老人ホーム、救護施設、更生施設、児童福祉施設（母子生活支援施設及び児童更生施設を除く。）、身体障害者更生援護施設（身体障害者を収容するものに限る。）、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設
7	公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの
8	複合用途防火対象物のうち、その一部が1から7に掲げる防火対象物の用途に供されているもの
9	地下街
10	地下街に準じるもの・・・建築物の地階（地下街の各階を除く。）で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道を合わせたもの（1から7に掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）

(イ) 消防用設備等（次に掲げる設備等で、消防法の技術上の基準に適合するもの）

番号	内 容	割合
1	(1) 消防の用に供する設備で床面積を占めるもの ア 消火設備 イ 警報設備 ウ 避難設備	全 部
	(2) その他の設備で床面積を占めるもの	

(ウ) 避難施設等（次に掲げる施設又は設備で、建築基準法もしくはこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合するもの）

番号	内 容	割合
2	階段	全 部
	(1) 特別避難階段の階段室及び附室	
	(2) 避難階段の階段室	1 / 2
	(3) 避難階段及び避難階段以外の直通階段で避難階又は地上へ通じる階段室（傾斜路を含む。） <u>（注） 避難階とは、通常1階をいう。</u>	
(4) (1)、(2)以外の階段室（防火区画されているものに限る。）		
3	廊下	1 / 2
4	避難階における屋外への出入口	1 / 2
5	非常用の進入口（バルコニーを含む。）	全 部
6	中央管理室（消防機関へ通報する火災報知設備に係る部分は除く。）	1 / 2
	(1) 排煙設備の制御及び作動の状態の監視に係る設備	
	(2) 非常用エレベーターのかごを呼び戻す装置の作動に係る設備及び非常用エレベーターのかご内と連絡する電話装置	
(3) 消防機関へ通報する火災報知設備		
7	昇降機等	全 部
	(1) 非常用エレベーターの昇降路（機械室を含む。）及び乗降ロビー	
	(2) (1)以外のエレベーター、エスカレーター等の昇降路（防火区画されているものに限る。）	1 / 2
(3) 吹き抜け部分等（防火区画されているものに限る。）		
8	避難通路（相模原市火災予防条例に基づき設置するもの）	全 部
	(1) スプリンクラー設備の有効範囲内に設置される避難通路	
	(2) (1)以外の避難通路	1 / 2
9	喫煙所	1 / 2

※その他（行政命令に基づき設置するもの）…………… 1 / 2 非課税

- ① 特別避難階段を設置すべき建築物に対しての避難階段の附室
- ② 避難のための屋内バルコニー等
- ③ 防災センター及び防災サブセンター
- ④ 消防用機器等の操作面積（行政命令により、その確保及び範囲が明定されているものに限る。）

（注1）防火区画とは、縦方向に空間が連続する部分とその部分を耐火構造の床もしくは壁又は甲種防火戸もしくは乙種防火戸で区画することをいう。

- ① 吹き抜けとなっている部分
- ② 階段の部分
- ③ 昇降機の昇降路の部分
- ④ ダクトスペースの部分

その他これらに類する部分（縦方向に空間が連続する部分）

（注2）(イ)の消防用設備等又は(ウ)の避難施設等であっても、その設備等が壁、天井等に埋め込まれ、又は取付けられ、その床面積がない場合は、その設備等が設置された部分は、非課税の対象となりません。

（例；天井に設置されたスプリンクラーヘッドの部分）

※消防法又は建築基準法施行前の建築物等については、従前の規定に適合すればよい。

※ 従業員の非課税対象年齢は P. 10 をご参照ください。

3 非課税の判定日 非課税適用の有無は、課税標準の算定期間末日の現況によって判定されます。

### Ⅲ 事業所税の課税標準の特例

#### 1 課税標準の特例の控除対象施設

次の表の各号に掲げる施設に係る事業所床面積、従業者給与総額については、それぞれ各号の控除割合を乗じて得た面積又は金額が控除されます。

##### 地方税法第701条の4 1

項	号	対象施設	資産割	従業者割	例
1	1	協同組合等がその本来の事業の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	法人税法第2条第7号に規定する協同組合等（農業協同組合、信用組合等）
1	2	学校教育法に規定する専修学校又は各種学校（学校法人又は私立学校法第64条第4項の法人が設置するものを除く。）において直接教育の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	学校教育法第82条の2に規定する専修学校、同法第83条第1項に規定する各種学校において直接教育の用に供する施設
1	3	事業活動に伴って生ずるばい煙、汚水、廃棄物等の処理その他公害の防止又は資源の有効な利用のための施設で一定のもの（注1参照）	3 / 4	—	水質汚濁防止法に規定する特定施設、下水道法に規定する除害施設、大気汚染防止法に規定するばい煙処理施設及び特定粉塵処理施設、揮発性有機化合物（VOC）の排出又は飛散の抑制設備
1	4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業その他公害防止又は資源の有効な利用のための事業で一定のものに供する施設（事務所を除く）（注2参照）	3 / 4	1 / 2	産業廃棄物の処理事業、浄化槽の清掃事業、廃油処理事業等の事業の用に供する事務所以外の施設
1	5	家畜取引法に規定する家畜市場	3 / 4	—	家畜取引法第2条第3項に規定する家畜市場
1	6	生鮮食料品の価格安定に資することを目的として設置される施設で一定のもの	3 / 4	—	国の補助等を受けて設置された消費地食肉冷蔵施設
1	7	みそ、しょうゆ若しくは食用酢又は酒類の製造業者が、直接これらの製造の用に供する施設で一定のもの	3 / 4	—	原料処理、仕込、醗酵熟成、火入、調整及び加熱殺菌の各工程に係る施設
1	8	木材取引のために開設される市場で一定のもの、又は木材の加工を業とする者で一定のもの若しくは木材の販売若しくは製材を業とする者がその事業の用に供する木材の保管施設で一定のもの	3 / 4	—	木材取引市場、簡易な構造の木材保管施設

項	号	対象施設	資産割	従業者割	例
1	9	ホテル営業又は旅館営業の用に供する施設 旅館業法に規定するホテル営業又は旅館営業の用に供する施設で右に掲げるもの  (風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条第4項第3号に掲げる営業の用に供されるものを除く)	1 / 2	—	ア. 客室 イ. 食堂(専ら宿泊客の利用に供する施設に限る。) ウ. 広間(主として宿泊客以外の者の利用に供する施設を除く。) エ. ロビー、浴室、厨房、機械室 オ. 玄関、玄関帳場、フロント、クローク、配膳室、サービス、ステーション、便所、階段、昇降機、リネン室、ランドリー室
1	10	港湾法に規定する港湾施設で港務通信施設等	1 / 2	1 / 2	港務通信施設、旅客乗降用固定施設、手荷物取扱所、待合所、宿泊所、給水施設、給油施設、船舶修理施設、船舶保管施設等
1	11	港湾法に規定する港湾施設で上屋及び倉庫	3 / 4	1 / 2	港湾区域及び臨港地区内における荷さばき用施設、倉庫業者の事業用倉庫
1	12	外国貿易のため外国航路に就航する船舶により運送されるコンテナ貨物に係る荷さばきの用に供する施設(第1項第12号を除く。)	1 / 2	—	コンテナフレートステーション
1	13	港湾運送事業法に規定する港湾運送事業のうち、一般港湾運送事業又は港湾荷役事業の用に供する上屋(第1項第11号を除く。)	1 / 2	—	港湾区域及び臨港地区外における荷さばき用施設
1	14	倉庫業法に規定する倉庫業者がその本来の事業の用に供する倉庫(第1項第11号及び18号を除く。)	3 / 4	—	
1	15	道路運送法に規定する事業(タクシー業務適正化臨時措置法に規定するタクシー事業に限る。)の用に供する施設で一定のもの	1 / 2	1 / 2	事務所以外の施設(営業所、車庫、点検施設、給油施設、洗車施設等)
1	16	公共の飛行場に設置される施設(国際路線に就航する航空機が使用する施設を除く。)で一定のもの	1 / 2	1 / 2	
1	17	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される施設で一定のもの(第1項第19号を除く。)	1 / 2	1 / 2	
1	18	流通業務市街地の整備に関する法律に規定する流通業務地区内に設置される倉庫で、倉庫業者がその本来の事業の用に供するもの	3 / 4	1 / 2	

項	号	対象施設	資産割	従業者割	例
1	19	特定信書便事業者がその本来の事業の用に供する施設	1 / 2	1 / 2	信書便物の引受け及び配達の用に供する施設、信書便物の表示・区分・転送・還付・管理の用に供する施設
2		常時雇用する心身障害者の数と重度心身障害者の数を合計した結果が10人以上であり、かつ、常時雇用する労働者（短時間労働者を除く）の総数に対する常時雇用する心身障害者の数（当該心身障害者のうちに重度心身障害者がある場合には、当該心身障害者の数に当該重度心身障害者の数を加算した数）と重度心身障害者である短時間労働者の数を合計した数の割合が2分の1以上の事業所等（障害者の雇用の促進等に関する法律第18条第3号の助成金の支給に係る施設等に限りません）	1 / 2	—	身体障害者、知的障害者、精神障害者

**（注1） 次の施設が対象になります。ただし、（1）から（7）までは、専ら（おおむね8割以上）公害防止のための施設の用に供される事業所用家屋のみが対象となります。**

- （1）水質汚濁防止法に規定する特定施設又は指定地域特定施設を設置する工場又は事業場汚水又は廃液の処理施設及び下水道法に規定する公共下水道を使用するものが設置する除害施設で一定のもの
- （2）大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設から発生するばい煙の処理施設及び特定粉塵処理施設、揮発性有機化合物（VOC）の排出又は飛散の抑制施設で一定のもの
- （3）大気汚染防止法附則に規定する指定物質排出施設から排出され又は飛散する指定物質の排出又は飛散の抑制に資する施設で一定のもの
- （4）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定するごみ処理施設及び産業廃棄物処理施設で一定のもの
- （5）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律に規定する廃油処理施設
- （6）ダイオキシン類対策特別措置法に規定する特定施設から発生し、又は排出されるダイオキシン類の処理施設で一定のもの

**（注2） 次の事業の用に供する施設のうち事務所以外の施設が対象になります。**

- （1）廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定による許可を受けて行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業
- （2）広域臨海環境整備センター法に規定する業務として行う産業廃棄物の収集、運搬又は処分の事業
- （3）浄化槽法の規定による許可を受けて行う浄化槽の清掃の事業
- （4）海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の規定による許可を受けて行う廃油処理事業

地方税法附則 第33条

項	号	対象施設	資産割	従業者割	適用期限
<del>4</del>		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する広域的処理に係る環境大臣の認定を受けた者が、専ら廃棄物の処理の事業の用に供する一定の施設	<del>3 / 4</del>	—	法人の事業にあつては、平成22年4月1日以降に終了する事業年度分、個人にあつては、平成22年以降の年分の事業
平成22年度税制改正により【削除】されました。					
<del>5</del> ↓ 4		特定農産加工業経営改善臨時措置法に規定する承認計画に基づき、特定農産加工業者等が事業の用に供する一定の施設	1 / 4	<del>1 / 4</del> ↑ 削除 (※21年税制改正)	平成23年3月31日までに終了する事業年度分まで (一部見直しのうえ2年延長されました) ※21年税制改正

2 課税標準の特例の判定日

課税標準の特例の適用があるかどうかは、課税標準の算定期間の末日の現況によって判定されます。

## Ⅳ 事業所税の減免

### 1 減免対象施設（地方税法701条の57、相模原市市税条例第40条第1項）

次の表の各号に掲げる施設の事業所床面積及び従業者給与総額は、各号の割合を乗じて得た面積又金額の減免が受けられます。

減 免 該 当 施 設	減 免 割 合	
	資産割	従業者割
(1) 道路交通法第99条第1項の規定により指定を受けた指定自動車教習所（規則12条第1項第1号）	1/2	1/2
(2) 道路交通法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を行うものがその本来の事業の用に供する施設（当該者がその本来の事業の用に供するバスの全部又は一部を学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く。）又は同法82条の2に規定する専修学校がその生徒、児童又は園児のために行う旅行の用に供した場合に限る。）については、当該施設に係る資産割額の一定割合。 （※ <u>一定割合</u> とは、当該旅行に係るバスの走行キロメートル数の合計数を当該者の本来の事業に係るバスの総走行キロメートル数の合計数で除したものの2分の1）（規則12条第1項第2号）	一定割合	一定割合
(3) 酒税法第9条に規定する酒類の販売業のうち卸売業に係る酒類の保管のための倉庫 （規則12条第1項第3号）	1/2	*
(4) ねん糸・かさ高加工糸、織物及び綿の製造を行う者（ねん糸・かさ高加工糸の製造を行う者にあつては、専業に限る。）並びに機械染色整理の事業を行う者で中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11法律第18号）第2項第1項に規定する中小企業者に該当するものが、原材料又は製品の保管（織物の製造を行うものにあつては、製造の準備を含む。）の用に供する施設（規則12条第1項第4号）	1/2	*
(5) 農業協同組合及び農業協同組合連合会が農産業者の共同利用に供する施設（法第701条の34第3項第12号に掲げる施設並びに購買施設、結婚式場、理容又は美容のための施設及びこれらに類する施設を除く。） （規則12条第1項第5号）	全額	全額
(6) 旧中小企業振興事業団法の施行前において中小企業近代化資金等助成法に基づく貸付けを受けて設置された施設で、法第701条の34第3項第20号に規定する事業に相当する事業を行う者が当該事業の用に供する同号に掲げる施設に相当するもの （規則12条第1項第6号）	全額	全額
(7) 地方税法第701条の41第1項第14号に掲げる倉庫で倉庫業法第7条第1項に規定する倉庫業者（市の区域内に有する当該倉庫に係る事業所床面積の合計面積が3万平方メートル未満である者に限る。）がその本来の事業の用に供するもの （規則12条第1項第7号）	全額	全額
(8) 地方税法第701条の41第1項の表中第15号に掲げる施設で当該施設に係る事業を行う者（市の区域内に有するタクシーの台数が250台以下である者に限る。）が当該事業の用に供するもの （規則12条第1項第8号）	全額	全額
(9) 果実飲料の日本農林規格第2条の規定による果実飲料又は炭酸飲料の日本農林規格第2条の規定による炭酸飲料の製造業に係る製品等の保管のための倉庫（延べ面積3,000平方メートル以下に限る。） （規則12条第1項第9号）	1/2	*
(10) 家具の製造又は販売の事業を専ら行う者が、製品又は商品の保管のために要する施設 （規則12条第1項第10号）	1/2	*
(11) ビルの室内清掃及び設備管理の事業を行う者 （規則12条第1項第11号）	—	全額
(12) 野菜又は果実（梅に限る。）のつけ物の製造業者が直接これらの製造の用に供する施設のうち、包装、びんづめ、たるづめ、その他これらに類する作業のための施設以外の施設（規則12条第1項第12号）	3/4	*
(13) 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者が管理を行う公の施設 （規則12条第1項第13号）	全額	全額
(14) 古紙の回収の事業を行う者が、当該事業の用に供する施設 （規則12条第1項第14号）	1/2	*

**2 減免の判定日** 減免の適用があるかどうかは、課税標準の算定期日の末日の現況によって判定されます。

**3 減免の申請** 減免を受けようとする場合は、納期限までに減免申請書にその減免を受けようとする事由を記載の上、必要に応じて証明する書類を添付して申請する必要があります。

※ 減免は、各公共団体の実情に応じて条例等で定めております。また認定の際には調査等を行いますのでご協力お願いいたします。

# V 事業所税の申告納付

## 1 申告納付

### (1) 申告納付期限

法人にあつては各事業年度の終了の日より**2月以内**、個人にあつては、翌年3月15日までに申告納付してください。ただし、個人が年の中途で事業を廃止した場合は当該廃止の日より1月以内、その廃止が納税義務者の死亡による場合は4月以内です。(申告納付期限の延長の制度はありません。)

### (2) 提出する申告書

- (ア) 事業所税の申告書 (第44号様式)
- (イ) 事業所等明細書 (第44号様式・別表1)
- (ウ) 非課税明細書 (第44号様式・別表2)
- (エ) 課税標準の特例明細書 (第44号様式・別表3)
- (オ) 共有部分の計算書 (第44号様式・別表4)
- (カ) 図面、求積表等

※ 申告書は相模原市ホームページ(トップ)の「暮らしの情報の中の(税金)」→「申請書ダウンロード」→「事業所税関係」から、印刷することができます。

### (3) 申告のみ必要な場合【免税点以下の申告】

申告納付税額の生じない者のうち、課税標準の算定期間の末日現在で次に該当する者は申告書のみを提出してください。

- (ア) 事業所床面積の合計面積が700㎡を超え1000㎡以下の者
- (イ) 従業者の数の合計数が70人を超え100人以下の者
- (ウ) 上記(ア)(イ)の双方を満たす者

### (4) 事業所等の【新設、廃止】の申告

次に該当する事業所等を新設又は廃止した者は、新設又は廃止の日から1月以内に「事業所等新設、廃止申告書」を提出してください。

- (ア) 事業所床面積の合計面積が700㎡を超える者
- (イ) 従業者の数の合計数が70人を超える者
- (ウ) 上記(ア)(イ)の双方を満たす者

### (5) 事業所用家屋の【貸付】に係る申告

事業所税の納税義務者に事業所用家屋を貸付けている者のうち、同一人への貸付け床面積が700㎡を超える者は、貸付けを行った日の翌月の末日までに「事業所用家屋の貸付申告書」を提出してください。なお、貸付けの内容に異動が生じた場合も同様です。

### (6) 修正申告、更正の請求

- (ア) **修正申告**・・・すでに確定した課税標準額又は税額が過少であったため不足額が生じることとなる場合は、遅滞なく、「修正申告書」を提出するとともに、その修正により増加した税額を納付してください。
- (イ) **更正の請求**・・・申告書(修正申告書を含む。)に記載した課税標準額又は税額の計算が法令の規定に従っていなかったこと又は計算に誤りがあったことにより納付税額が過大である場合は、申告納付期限から1年以内に限り更正の請求ができます。

### (7) 納付の方法

所定の納付書に住所・所在地、氏名・名称及び税額等を記載のうえ、相模原市の指定金融機関等(納付書の裏面に記載されています。)で納付をお願いします。

## 2 延滞金及び加算金

次の場合、延滞金及び加算金が課されます。

### (1) 延滞金

区 分	算 定 期 間	対 象 と な る 税 額	延滞金の率
更正又は決定された場合	本来の納期限の翌日から納付の日までの日数	不足税額	年14.6% 納期限の翌日から申告日(更正日)まで及び納期限の翌日から1月を経過する日までの期間は年7.3% (※)
納期限後に申告納付する場合	納期限の翌日から納付の日までの日数	納付税額	

(※) ただし、前年の11月末日の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%を加算した割合が年7.3%に満たない場合はその割合で計算します。

### (2) 加算金

#### ア 過少申告加算金

区 分	対 象 と な る 税 額	加 算 金 の 率
申告書が提出期限までに提出された場合で更正されたとき	更正による不足税額	10%
修正申告書が提出されたとき	修正申告により増加した税額	

#### イ 不申告加算金

区 分	対 象 と な る 税 額	加 算 金 の 率
申告書がその提出期限後に提出された場合又は決定された場合	申告・決定・更正により納付すべき税額	15%
申告書がその提出期限後に提出された場合においてその後に修正申告書が提出され又は更正された場合		
決定された後において修正申告書が提出され又は更正された場合		

#### ウ 重加算金

区 分	対 象 と な る 税 額	加 算 金 の 率
過少申告加算金を徴収する場合	更正による不足税額又は修正申告により増加した税額	35%
不申告加算金を徴収する場合	計算の基礎となるべき税額	40%

## VI 津久井地域との合併に伴う事業所税の取り扱い

相模原市は平成18年3月20日に旧津久井町・旧相模湖町と、平成19年3月11日に旧城山町・旧藤野町と合併しました。

これに伴い、旧津久井町・旧相模湖町、旧城山町・旧藤野町（以下「津久井地域」という。）の事業所等には、新たに事業所税を負担していただくこととなりますが、次の期間に行われる事業については課税免除を実施しています。

### 【 課税免除の期間について 】

《 旧津久井町 ・ 旧相模湖町 》に事業所等が所在する場合

法人	平成17年4月1日 から <u>平成23年 3月31日までに終了する事業年度分の事業</u>
個人	平成17年1月1日 から <u>平成22年12月31日までの個人事業</u>

《 旧城山町 ・ 旧藤野町 》に事業所等が所在する場合

法人	平成18年4月1日 から <u>平成24年 3月31日までに終了する事業年度分の事業</u>
個人	平成18年1月1日 から <u>平成23年12月31日までの個人事業</u>

### 【 津久井地域を含む申告方法について 】

合併後の相模原市内の事業所等については、全て記載してください。

ただし、旧相模原市域の事業所等は実数で記載し、津久井地域の事業所等は（カッコ）書きで記載してください。

※ ↑（カッコ）書きの部分が課税免除となります。

また、集計は旧相模原市域分と津久井地域分とは別々に行ってください。

※ 申告書の記載例は、相模原市ホームページ（トップページ）の「暮らしの情報（税金）」→「事業所税」→「津久井地域との合併に伴う事業所税の課税免除期間について」→「旧町にかかる事業所税申告書の記入例」をご覧ください。

### ◎ 事例

○ 旧相模原市域に600㎡と旧津久井町に500㎡の事務所がある場合について

（問）旧相模原市域に600㎡と旧津久井町に500㎡の事務所がある場合、事業所税の申告をする必要はあるか。

（答） 合併後の相模原市内の事務所の合計床面積は1,100㎡となるので、申告義務が生じる。  
ただし、上記のとおり旧津久井町は課税免除期間のある区域であり、また、旧相模原市域の事務所も600㎡なので免税点となる。

この場合、平成23年4月1日以降におとずれる最初の事業年度終了の日から2月以内に、申告納付することになる。